

確 認 書

今般、建設業の一人親方特別加入を申込むにあたり、（＊１）建設業法における工事以外および労災保険で定められた建設業以外の作業をしているときに負傷しても労災保険が適用されないことを理解いたしました。また、（＊２）自己の重大な責により負傷した場合および国の定めがありそれに該当した場合も労災保険が適用されない場合があることを承諾いたしました。

これにより、労災保険が適用されなくても、貴組合には一切迷惑をおかけすることなく、不服は申し立てません。

（＊１）例

- ・ハウスクリーニングの業態者は内装工事に行っても建設業ではありません。
- ・高層ビルでゴンドラに乗った窓の清掃は建設業ではありません。
- ・エレベーターの保守点検を行う事業は建設業ではありません。
- ・現場監督は管理業務にあたる人員の手配や材料の仕入れ等は建設業ではありません。
- ・現場への運搬・搬入は建設業ではありません。
- ・設計・測量は建設業ではありません。
- ・その建築物のために製作するのではない場合、また取付作業が伴わない製作物を作成しているときは建設業ではありません。（製造業になります）
- ・建設業を伴わない点検・修理・整備の業態者は建設業ではありません。
- ・船舶における内装仕上作業、塗装、修理等は製造作業になりますので建設業ではありません。
- ・庭木の剪定作業のみで、造園業を伴わないときは建設業ではありません。
- ・上記以外 仕事中に建設業以外の仕事をしているときは建設業ではありません。

（＊２）例

- ・酒気帯びで作業をしていた場合に負傷したとき
- ・故意に怪我をして労災保険をうけようとしたとき
- ・仕事が原因であると思われる過労、ストレスによる病気の時
（仕事が原因であるという医師の証明が必要です。また医師の証明がとれても、事業主の場合は仕事を裁量で休める自由があるため、労災給付されるのは難しいです。）
- ・上記以外労働基準監督署が労災保険を適用出来ないと判断したとき

ケガ等された場合に労災保険が適用されるか否かは、労働基準監督署の判断によります。

加入手続きについて

- ・必要書類（申込書・確認書・身分証明書等の控え）と振込確認ができてからの手続きとなること。^{（＊３）}
- ・天災地変・システムの不具合等の理由により、貴組合から労働局への申請が遅延することがあること。
- ・特別加入の適用は労働局に申請書類が受理された日の翌日からとなること。

（＊３）振込について

お手続きは、**15時まで**にお振込みが確認できた日（貴組合営業日）に労働局へ申請となること。
15時以降にお振込みの場合は、翌営業日の申請となり、申請の翌日が最短の加入となること。

加入員 脱退、地位の取消についてのご説明

下記事項が生じた場合は、労災保険の補償給付が受けられないことを了承し、また即座に脱退などの処理をされても異議は申しません。

- ・貴組合が指定した期日に保険料・会費を納めなかった場合や必要な書類等の提供が出来なかった場合。
- ・健康診断の対象となる方が、労働局から指定された期間内に指示された実施医療機関で受診しなかった場合は、加入の意志がないものとし、組合から特別加入の取下げ申請を行うこと、または労働局の判断で不承認になった場合。
- ・現状かつ将来に渡って次の暴力団排除条項に該当すると判明した場合。（規約抜粋）
 - (1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団関係企業 (4) 暴力団準構成員
 - (5) 総会屋等、社会運動、政治運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) その他 (1) から (5) に準ずる者
- ・その他、加入者として不相応と組合長が認めた場合。